

平成 24 年度

佐賀市決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

佐賀市監査委員

佐市監査第84号
平成25年8月16日

佐賀市長 秀島敏行様

佐賀市監査委員 松尾隼雄

佐賀市監査委員 西岡義広

平成24年度佐賀市決算に基づく財政健全化判断比率
及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成25年7月19日付け佐市財第79号で審査に付された、平成24年度佐賀市決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

目 次

平成24年度佐賀市各会計決算に基づく健全化判断比率審査意見

| | | |
|----|----------|---|
| 第1 | 審査の対象 | 1 |
| 第2 | 審査の期間 | 1 |
| 第3 | 審査の方法 | 1 |
| 第4 | 審査の結果 | 1 |
| 第5 | 比率別の状況 | 1 |
| 1 | 実質赤字比率 | 1 |
| 2 | 連結実質赤字比率 | 2 |
| 3 | 実質公債費比率 | 3 |
| 4 | 将来負担比率 | 4 |

平成24年度佐賀市公営企業会計決算に基づく資金不足比率審査意見

| | | |
|----|--------------|---|
| 第1 | 審査の対象 | 5 |
| 第2 | 審査の期間 | 5 |
| 第3 | 審査の方法 | 5 |
| 第4 | 審査の結果 | 5 |
| 第5 | 事業別の状況 | 6 |
| 1 | 自動車運送事業会計 | 6 |
| 2 | 水道事業会計 | 6 |
| 3 | 下水道事業会計 | 6 |
| 4 | 工業用水道事業会計 | 6 |
| 5 | 富士大和温泉病院事業会計 | 6 |

| | |
|-------------|---|
| 参考資料 | 9 |
|-------------|---|

| | |
|--------------|----|
| 用語の解説 | 10 |
|--------------|----|

平成24年度佐賀市各会計決算に基づく健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

平成24年度佐賀市各会計決算に基づく健全化判断比率

第2 審査の期間

平成25年7月19日から平成25年8月16日まで

第3 審査の方法

健全化判断比率の審査に当たっては、健全化判断比率及びその算定基礎事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及びその他の関係法令等に従い適正に算定又は作成されているかについて、関係者の説明を求めるとともに、関係諸帳簿及び証拠書類の照合を行い、決算審査の結果も考慮し審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定基礎事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に従い適正に算定、作成されており、下記の健全化判断比率の数値は適正であると認められる。

(単位：%)

| <健全化判断比率> | 24年度 | 23年度 | 増減 | 早期健全化基準 |
|-----------|------|------|------|---------|
| 実質赤字比率 | — | — | — | 11.25 |
| 連結実質赤字比率 | — | — | — | 16.25 |
| 実質公債費比率 | 6.5 | 8.0 | △1.5 | 25.0 |
| 将来負担比率 | — | 6.6 | 皆減 | 350.0 |

※「—」は、比率が算定されない(実質赤字額、連結実質赤字額、又は将来的に負担すべき実質的な負債額がない)ことを意味する。

第5 比率別の状況

1 実質赤字比率

一般会計等における実質収支額は14億9,065万7千円の黒字となっており、前年度に続き、実質赤字比率は算定されないこととなり、健全な状況であると認められる。

なお、比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率 (\%)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

また、実質赤字比率算出のための数値は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

| 区 分 | 金 額 | 実質赤字比率 | — |
|--------------|------------|--------|---|
| 歳入決算額 | 88,760,750 | | |
| 歳出決算額 | 86,777,591 | | |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 | 492,502 | | |
| 実質収支額 | 1,490,657 | | |
| 標準財政規模 | 53,613,798 | | |

※「—」は、比率が算定されない(実質赤字額がない)ことを意味する。

2 連結実質赤字比率

一般会計及び特別会計の実質収支額並びに公営企業会計の資金不足額・剰余額の合計である連結実質収支額は65億9,039万9千円の黒字となっており、前年度に続き、連結実質赤字比率は算定されないこととなり、健全な状況であると認められる。

なお、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率 (\%)} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

また、連結実質赤字比率算出のための数値は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

| 会 計 名 | | 実質収支額 | 資金不足額 資金剰余額 |
|---------------------------------|---------------|------------|----------------|
| 一般会計等 | 一般会計 | 1,490,657 | — |
| 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計 | 国民健康保険特別会計 | △399,010 | — |
| | 国民健康保険診療所特別会計 | 0 | — |
| | 後期高齢者医療特別会計 | 67,719 | — |
| 法 適 用 業 企 業 | 自動車運送事業会計 | — | △127,957 |
| | 水道事業会計 | — | 4,266,597 |
| | 下水道事業会計 | — | 391,472 |
| | 工業用水道事業会計 | — | 34,981 |
| | 富士大和温泉病院事業会計 | — | 865,940 |
| 実質収支額小計 | | 1,159,366 | 5,431,033 |
| 連結実質収支額合計 | | 6,590,399 | |
| 標準財政規模 | | 53,613,798 | |
| 連結実質赤字比率 | | — | |

※「—」は該当数値がないこと、また資金不足額・剰余額の「△」は資金不足額を意味する。

3 実質公債費比率

平成24年度の決算に基づく実質公債費比率は6.5%で、前年度に比べ1.5ポイントの減少となり、早期健全化基準25.0%を下回り、健全な状況であると認められる。

なお、比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率 (\%)} = \frac{(\text{①} + \text{②}) - (\text{③} + \text{①②に係る基準財政需要額算入額})}{\text{④} - \text{①②に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

①元利償還金（繰上償還等除く）

③特定財源

②準元利償還金

④標準財政規模

また、実質公債費比率算出のための数値は次表のとおりである。

（単位：千円、%）

| 区 分 | 24年度 | 23年度 | 22年度 |
|-----------------------------------|------------|------------|------------|
| 元利償還金（一般会計等）① | 10,224,314 | 10,505,485 | 10,683,460 |
| 一般会計 | 10,224,314 | 10,505,485 | 10,683,460 |
| 準元利償還金② | 2,461,242 | 2,850,042 | 2,931,891 |
| 国民健康保険診療所特別会計 | 6,303 | 7,288 | 7,689 |
| 自動車運送事業会計 | 0 | 0 | 0 |
| 水道事業会計 | 50,868 | 30,218 | 24,389 |
| 下水道事業会計（公共） | 1,265,509 | 1,348,032 | 1,348,046 |
| 下水道事業会計（特環） | 345,698 | 422,050 | 412,382 |
| 下水道事業会計（農集） | 267,320 | 275,542 | 268,123 |
| 下水道事業会計（浄化槽） | 1,835 | 407 | 0 |
| 工業用水道事業会計 | 1,481 | 936 | 2,410 |
| 富士大和温泉病院事業会計 | 115,825 | 116,532 | 116,645 |
| 一部事務組合 | 160,071 | 250,460 | 327,428 |
| 公債費に準ずる債務負担行為額 | 246,332 | 398,577 | 424,779 |
| 特定財源③ | 1,458,509 | 1,674,245 | 1,668,198 |
| 国、県からの利子補給 | 0 | 0 | 0 |
| 貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金 | 16,556 | 17,889 | 51,716 |
| 公営住宅使用料 | 329,091 | 319,909 | 310,271 |
| 都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税 | 1,112,862 | 1,336,447 | 1,306,211 |
| その他 | 0 | 0 | 0 |
| ①②に係る基準財政需要額算入額 | 8,882,077 | 8,724,097 | 8,445,014 |
| 標準財政規模④ | 53,613,798 | 53,331,164 | 53,182,894 |
| 単年度実質公債費比率 | 5.24230 | 6.62941 | 7.82813 |
| 実質公債費比率（3ヵ年平均） | 6.5 | | |

※ 公共下水道特別会計（公共）、特定環境保全公共下水道特別会計（特環）、農業集落排水特別会計（農集）、市営浄化槽特別会計（浄化槽）は、平成24年度から地方公営企業法の全部を適用し、下水道事業会計となった。

4 将来負担比率

平成24年度の決算に基づく将来負担比率は、将来負担額に対して充当可能な財源等が上回ったため、将来負担比率は算定されないこととなり、健全な状況であると認められる。

なお、比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率 (\%)} = \frac{\text{①} - (\text{②} + \text{③} + \text{④})}{\text{⑤} - \text{⑥}} \times 100$$

- ①将来負担額 ④地方債等現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
 ②充当可能基金額 ⑤標準財政規模
 ③特定財源見込額 ⑥元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

また、将来負担比率算出のための数値は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

| 区 分 | 金額等 |
|----------------------------|-------------|
| 将来負担額① | 140,480,683 |
| 地方債の現在高 | 89,513,784 |
| 債務負担行為に基づく支出予定額 | 2,171,638 |
| 公営企業債等繰入見込額 | 33,919,964 |
| 組合等負担等見込額 | 522,221 |
| 退職手当負担見込額 | 14,351,771 |
| 設立法人の負債額等負担見込額 | 1,305 |
| 地方道路公社 | 0 |
| 土地開発公社 | 0 |
| 第三セクター等 | 1,305 |
| 連結実質赤字額 | 0 |
| 組合等に対する連結実質赤字額負担見込額 | 0 |
| 充当可能基金額② | 22,736,280 |
| 特定財源見込額③ | 18,094,576 |
| 地方債等現在高等に係る基準財政需要額算入見込額④ | 101,762,943 |
| 標準財政規模⑤ | 53,613,798 |
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額⑥ | 8,882,077 |
| 将来負担比率 | — |

※ 「—」は該当数値がないことを意味する。

平成24年度佐賀市公営企業会計決算に基づく資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

- 平成24年度 佐賀市自動車運送事業会計決算に基づく資金不足比率
- 平成24年度 佐賀市水道事業会計決算に基づく資金不足比率
- 平成24年度 佐賀市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率
- 平成24年度 佐賀市工業用水道事業会計決算に基づく資金不足比率
- 平成24年度 佐賀市立富士大和温泉病院事業会計決算に基づく資金不足比率

下水道事業会計については、平成23年度まで法非適用企業の特別会計であった公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、市営浄化槽の4事業を対象に、平成24年度から地方公営企業法の全部を適用し、合わせて1つの下水道事業会計として開始されたため、平成24年度決算より新たに審査の対象となった。

第2 審査の期間

平成25年7月19日から平成25年8月16日まで

第3 審査の方法

資金不足比率の審査に当たっては、資金不足比率及びその算定基礎事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及びその他の関係法令等に従い適正に算定又は作成されているかについて、関係者の説明を求めるとともに、関係諸帳簿及び証拠書類の照合を行い、決算審査の結果も考慮し審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定基礎事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に従い適正に算定、作成されており、下記の資金不足比率の数値は適正であると認められる。

(単位：%)

| 会 計 名 | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|-------------------------|--------|---------|
| 自 動 車 運 送 事 業 会 計 | 19.6 | 20.0 |
| 水 道 事 業 会 計 | — | |
| 下 水 道 事 業 会 計 | — | |
| 工 業 用 水 道 事 業 会 計 | — | |
| 富 士 大 和 温 泉 病 院 事 業 会 計 | — | |

※ 「—」は、比率が算定されない（資金不足額がない）ことを意味する。

第5 事業別の状況

1 自動車運送事業会計

自動車運送事業会計は、平成20年度の資金不足比率が経営健全化基準を超えたため、平成21年度から25年度までの5か年を計画期間とする経営健全化計画を平成21年度に策定し、経営改善に取り組まれているところである。

自動車運送事業会計における平成24年度末流動資産は2億4,030万8,852円及び流動負債は3億6,826万6,497円で、流動負債に加えるべき特定の地方債はなく、流動資産が流動負債を下回り、1億2,795万7,645円の資金不足が生じている。

平成24年度の資金不足比率は、19.6%(平成23年度39.3%)となっており、計画における当年度の資金不足比率の見通し(29.5%)を下回り、経営健全化基準とされる20.0%未満を達成した。

2 水道事業会計

水道事業会計(簡易水道事業を含む)における平成24年度末流動資産は48億5,916万9,157円及び流動負債は5億9,257万1,650円で、流動負債に加えるべき特定の地方債はなく、流動資産が流動負債を上回り、資金不足は生じていない。

水道事業会計においては、資金状況は良好であると認められる。

3 下水道事業会計

下水道事業会計における平成24年度末流動資産は20億9,504万9,292円及び流動負債は13億8,785万7,246円で、流動負債に加えるべき特定の地方債はなく、流動資産が流動負債を上回り、資金不足は生じていない。

しかしながら、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、市営浄化槽の4事業のうち、利益を計上しているのは公共下水道事業のみであることに留意する必要がある。

4 工業用水道事業会計

工業用水道事業会計における平成24年度末流動資産は3,595万1,939円及び流動負債は97万1,040円で、流動負債に加えるべき特定の地方債はなく、流動資産が流動負債を上回り、資金不足は生じていない。

しかしながら、当会計においては、一般会計からの繰入金(457万1,203円)により収支の均衡が図られていることに留意する必要がある。

5 富士大和温泉病院事業会計

富士大和温泉病院事業会計における平成24年度末流動資産は9億7,232万9,899円及び流動負債は1億638万9,928円で、流動負債に加えるべき特定の地方債はなく、流動資産が流動負債を上回り、資金不足は生じていない。

しかしながら、当年度未処理欠損金が10億1,449万2,759円計上されており、キャッシュフローを含め今後の運営に留意する必要がある。

なお、資金不足比率は次の算式による。

$$\text{資金不足比率 (\%)} = \frac{\text{【資金不足額】 (①+②-③) - ④}}{\text{【事業の規模】 ⑤ - ⑥}} \times 100$$

- | | |
|--------------|------------|
| ①流動負債 | ④解消可能資金不足額 |
| ②特定の地方債*の現在高 | ⑤営業収益 |
| ③流動資産 | ⑥受託工事収益 |

※ 特定の地方債とは、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債である。

また、資金不足比率算出のための各事業会計の数値は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

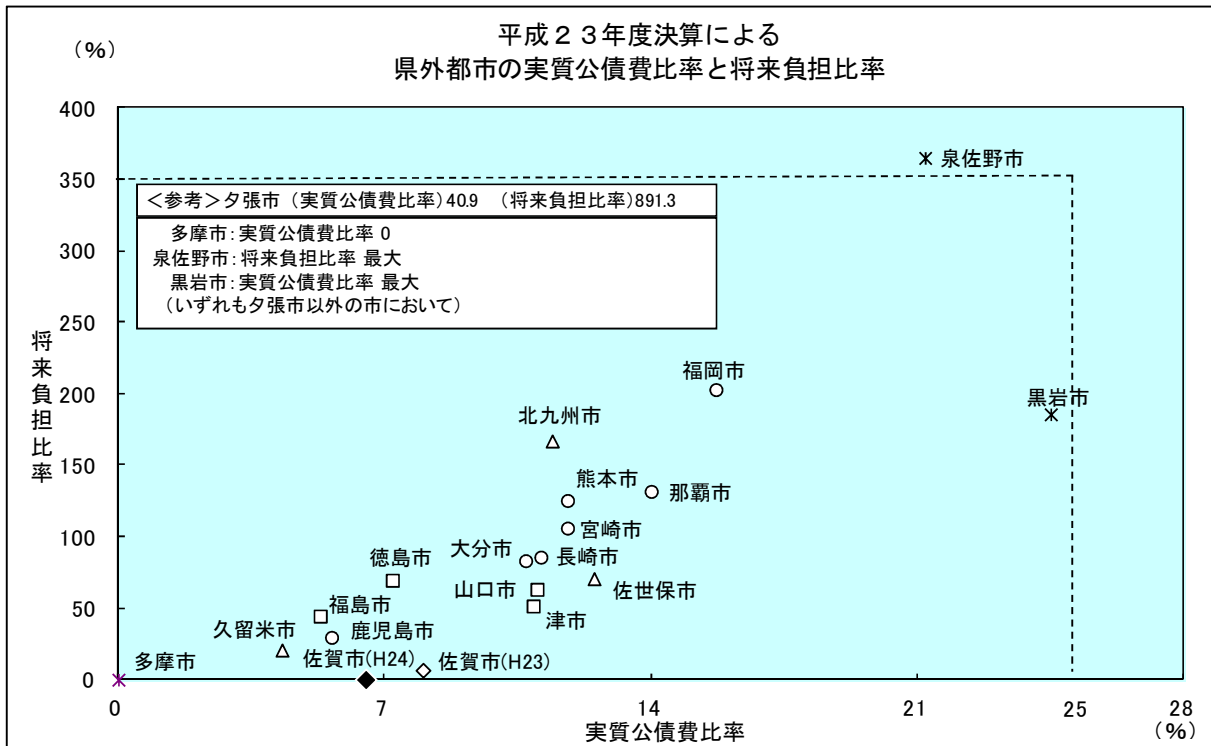
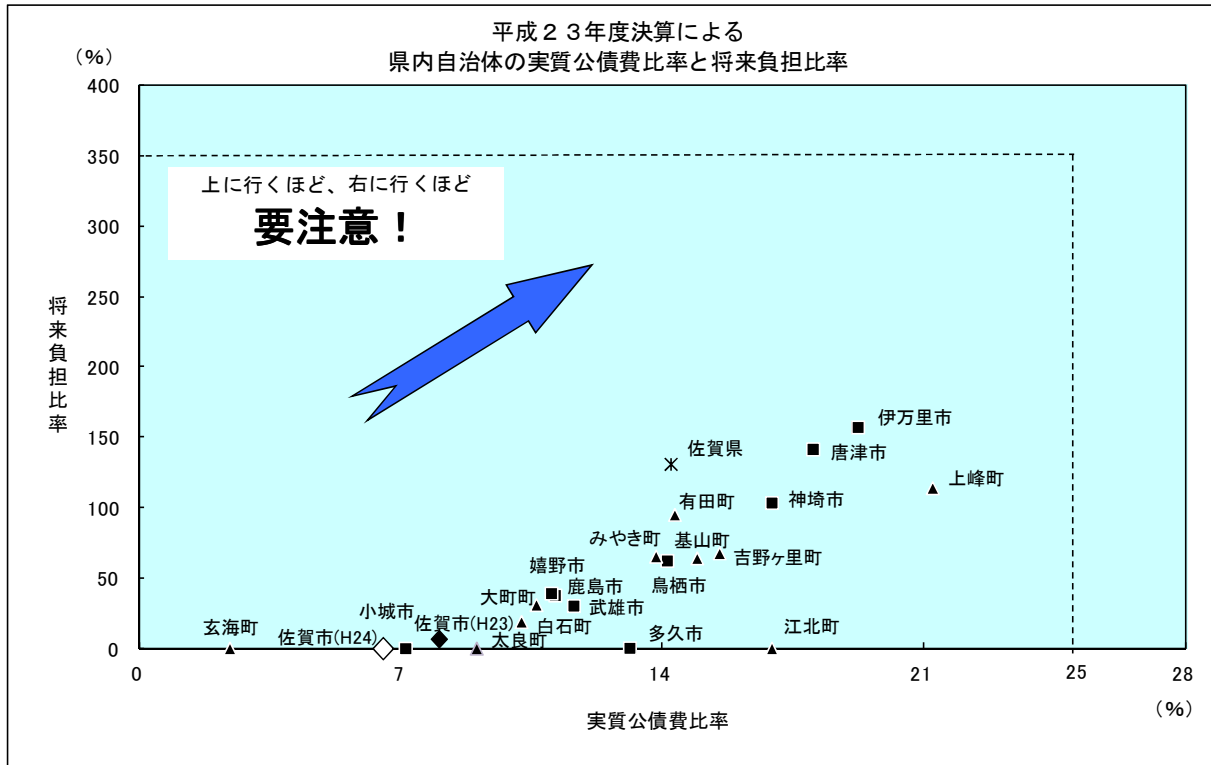
| 区 分 | 自 動 車 運 送 事 業 会 計 | 水 道 事 業 会 計 | 下 水 道 事 業 会 計 | 工 業 用 水 道 事 業 会 計 | 富 士 大 和 温 泉 病 院 事 業 会 計 |
|------------------------|-------------------------|----------------|------------------|-------------------------|-------------------------------|
| 流 動 負 債 ① | 368,266 | 592,572 | 1,387,857 | 971 | 106,390 |
| 特定の地方債 の 現 在 高 ② | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 流 動 資 産 ③ | 240,309 | 4,859,169 | 2,095,049 | 35,952 | 972,330 |
| 解消可能資金 不 足 額 ④ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 資 金 不 足 額 (①+②-③)-④ | 127,957 | - | - | - | - |
| 営 業 収 益 ⑤ | 650,142 | 3,927,708 | 3,148,623 | 3,688 | 1,224,744 |
| 受託工事収益 ⑥ | 0 | 51,316 | 15,458 | 0 | 0 |
| 事 業 の 規 模 ⑤-⑥ | 650,142 | 3,876,392 | 3,133,165 | 3,688 | 1,224,744 |
| 資 金 不 足 比 率 | 19.6 | - | - | - | - |

※「-」は、資金不足額がない又は資金不足比率が算定されないことを意味する。

なお、資金不足比率については、表示単位未満は切り捨てとなっている。

参 考 资 料

実質公債費比率と将来負担比率の他都市との比較



- : ①九州の県庁所在地 (福岡市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市)
- : ②佐賀市の類似団体 (Ⅳ-1) で県庁所在地 (福島市、津市、山口市、徳島市)
- △ : ③周辺都市 (北九州市、久留米市、佐世保市)
- * : ④任意抽出 (多摩市、泉佐野市、黒岩市)

用語の解説

| 用語 | 解説 |
|----------|---|
| 標準財政規模 | 地方公共団体が標準的な行政活動を行う上での、一般財源の規模を表す数値。財政分析や財政運営の指標算出のためなどに利用される。 |
| 実質赤字比率 | これまで用いられてきた実質収支比率と同義である。 普通会計の歳入決算額から歳出決算額を差引き、更に翌年度へ繰り越すべき財源（未収入の特定財源を除く）を控除したものを、標準財政規模で除することにより算定する。 |
| 連結実質赤字比率 | 実質赤字比率で捉える会計の範囲を、公営事業会計まで広げたもの。そのうち公営企業会計については、実質収支を資金不足・剰余額として捉える。 |
| 実質公債費比率 | 一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の、標準財政規模に対する割合を、過去3か年平均として算定したもの。 計算上、分子となる元利償還金等からは、使途が特定されている都市計画税などの特定財源及び元利償還等に係る交付税算入額が差し引かれ、分母となる標準財政規模からも、元利償還等に係る交付税算入額が差し引かれる。 なお、この比率が18%以上25%未満の団体は公債費負担適正化計画の内容及び実施状況に応じて、また25%以上35%未満の団体は財政健全化計画の内容及び実施状況に応じて、それぞれ一般的な許可基準により許可されることとなる。 |
| 将来負担比率 | 一般会計等が将来的に負うこととなる負担額の、標準財政規模に対する割合。 計算上、分子となる負担額の、当市における主なものは、地方債の現在高及び公営企業債等繰入見込額である。 また、分母となる標準財政規模からは、元利償還等に係る交付税算入額が差し引かれる。 |
| 早期健全化基準 | 地方自治体の財政の健全性を計る基準のひとつで、上記4比率のうち、ひとつでもこの基準を超えると「財政健全化団体」となり、財政健全化計画を策定しなければならない。 |
| 資金不足比率 | 一般会計等の実質赤字に相当するものとして捉えることができる公営企業の資金不足額が、その事業規模に占める割合。 |
| 経営健全化基準 | 早期健全化基準と同様、公営企業の資金不足比率がこの基準を超えると「経営健全化団体」となり、経営健全化計画を策定しなければならない。 |
| 法適用企業 | 公営企業会計において、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部又は財務規定を適用し、経理事務を企業会計方式で行っている企業のこと。 |
| 法非適用企業 | 法適用企業以外の公営企業のこと。 |